

放課後等の児童の居場所づくり事業(校庭開放)について

豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課

放課後等の児童の居場所づくり事業(校庭開放)は、放課後や三季休業(春休み・夏休み・冬休み)中に、学び育ち支援課が学校施設(運動場や体育館など)をお借りし、子どもたちの遊び場として開放する事業です。(全児童対象。利用登録不要。)

※当事業の実施場所として学校施設を使用しておりますが、学校(教職員)は当事業に直接的には関わっておりません。当事業に関するお問合せ等は、必ず下記連絡先にお問い合わせいたします。

主な実施内容

◎学校施設の状況等によって 実施内容が変わる場合があります。

■実施場所

運動場、体育館等(雨天、猛暑日等) ※校庭と体育館等の同時開放はいたしません。

■実施日と実施時間 * 令和4年度(2022年度)は4月11日(月)より開催します。

原則:月曜～金曜日の授業終了後～午後4時30分

(水曜日以外 午後3時30分～午後4時30分 水曜日 午後2時半～午後4時30分)

※三季休業中は、月曜～金曜日の午前9時～11時45分 午後1時30分～4時30分

(夏季休業中は、午前9時～11時45分)

※学校行事等の都合で実施しない場合があります

※12/28～翌1/4 および学校閉庁日(お盆期間等)は実施しません。

※警報発令時、暑さ指数が基準値31℃を超える場合は、中止します。

■実施体制

見守り員を2人配置

※児童への声かけなどの安全確保、簡単な応急処置などを行います。

※事業の運営は、民間事業者の委託により実施します。

■参加方法

受付で、名前・学年・組を記入した後、参加できます。

※途中で帰宅する場合は、帰宅時間をご記入ください。

※原則、授業終了後は一旦帰宅せず、そのままご参加いただくことができます。

■保険適用について

「普通傷害保険」を適用します。

事業実施中や往復途上中に起きた事故や怪我は原則、当保険の対象となります。

お怪我をされ、医療機関で受診された場合は、下記にご連絡ください。

通院・入院された日数に応じて保険金が支払われます。

【主催・お問合せ先】豊中市教育委員会事務局 学び育ち支援課 企画係
TEL:06-6858-2576 e-mail:chiikikyo@city.toyonaka.osaka.jp

概要(Q&A方式)

Q1. 実施校以外のこどもは参加できないですか？

実施校区に在住する児童(全学年)を対象としています。

実施校区に在住し私立小学校等に通われている児童も参加することができます。

Q2. どんなことができるのですか？

運動場、屋内(体育館等)で自由に遊ぶことができます。

何をして過ごすかは、子どもたちの自由です。(但、屋内は運動を伴わない室内遊びとします。)

屋内ではボードゲームやトランプ、将棋など、屋外ではボールなどを準備しています。

遊んだ後の遊具は、始めにあった場所に戻していただきます。

Q3. 三季休業中の昼食はどうすればいいですか？

お弁当の持参はできません。

一度帰宅し、昼食をとったあと再度ご参加していただくことはできます。

Q4. 放課後こどもクラブの児童も参加できますか？

放課後こどもクラブの児童も、放課後等の児童の居場所づくり事業(校庭開放)で、

従来どおり遊ぶことができます。(各放課後こどもクラブのルールに従ってください。)

Q5. 子どもが怪我をした時は対処してくれますか？

活動中に児童が怪我をした場合、簡単な応急処置を行います。

ただし、怪我の具合によっては、保護者の方に連絡し、お迎え・病院への搬送をお願いすることがあります。

Q6. 最初から最後まで参加しなければいけないですか？

活動途中に参加・帰宅することができます。参加・不参加の連絡はいりません。

ただし、児童を「何時に帰らせてほしい」等のご要望にはお答えできかねますので、

児童ご自身で時間を確認して帰宅するよう、各ご家庭で十分情報共有ください。

参加するにあたってのお願い

①学校へは徒歩でお越しください。(駐輪場はございません)

②校庭(体育館等)で遊ぶことと帰宅時間を必ず児童と確認しておいてください。

③児童が持参したものはご自身で責任をもって管理してください。

(紛失の恐れもありますので、遊び道具は持ち込まないようにしてください。)

④万が一の児童の怪我など緊急時の連絡に関しまして、学び育ち支援課、見守り員から直接ご連絡をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。